



レセプト講座へのご質問（3.18 版追加）

⑤ 摂食機能療法や今度新設される在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定要件に 30 分以上行うとあります。訪問診療時間はこの時間に含まれると考えていいのですか？それとも別途診療時間の加算が必要なのでしょうか？

【回答】

摂食機能療法で実施するにあたり要した 30 分という時間は、**訪問診療時間に含まれません**。別途必要はありません。

⑥ 在宅患者緊急時等カンファレンス料は訪衛指みたいに単独算定可能なのでしょうか？

【回答】

在宅患者緊急時等カンファレンス料は患者の状態の急変や、診療方針の変更等の際、他の医療従事者と共同でカンファレンスを行い、必要な指導を行った場合に月 2 回まで算定します。療養上必要な指導を行った日に算定し、**初・再診料、歯科訪問診療料は併せて算定できません**。歯科医師の指示を受けた歯科衛生士でもカンファレンス参加は可能ですが、単独として扱うのではないためレセプトにおける実日数はカウントします。但し、カンファレンスを行った日以降に指導を行う必要がある場合はできる限りすみやかにを行い、この場合、継続的に実施している訪問診療と同日に指導を行う場合は、指導した日にカンファレンス料と歯科訪問診療料を併せて算定可能です。



⑦在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定要件に当該患者又はその家族の同意を得て、とありますが同意を得るとは同意のサインをもらわないとペナルティーを受けるのでしょうか？現状文書や同意の証拠を残さないとは明記されていないけど将来的にはあったほうがいいですよといったようなニュアンスになるのでしょうか？必須事項は絶対ですが、やらなくて済むならゆるーく行きたいのが本音なので…

【回答】

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の同意を得るということは口頭での説明→患者等の同意で大丈夫です。

また管理計画書の作成→カルテ添付は義務ですが文書提供は不要です。

同意を得るということは当該指導を実施してから患者から「聞いていない」「頼んでいない」等のトラブルにならないための措置です。

必ずしも署名を頂く必要はありませんが、管理計画書を作成し説明する際に署名を余白等に頂いても良いかもしれません。